

2010年7月29日

「岩川・二階堂両氏の裁判を支援する会」の皆さまへ

岩川弁護団

弁護士 西 晶 正

弁護士 上 出 勝

岩川さんと二階堂さんが逮捕されたのが2009年7月13日でした。それからちょうど1年後の2010年7月13日午前10時、岩川さんの事件は第1回公判期日を迎えました。その2日後の7月15日夕方、仙台高裁秋田支部が保釈を認めて、午後7時過ぎ、岩川さんは釈放され、証人予定者との接触を制限される条件付きながらも自由の身になりました。岩川さんは、秋田拘置所で1年を超す長期の拘束を受けていたにもかかわらず、心身ともにとっても元気です。私たちよりも支援する会の皆さんの方がよくご存じでしょうが、抜群の記憶力と明晰な分析力は、この1年間でさらに磨きがかかっているようです。

しかし、岩川さんの裁判の本番はこれからです。第1回公判の翌日7月14日には第2回公判が開かれ、7月28日には第3回公判が行われましたが、この後、9月から10月にかけて4回の公判期日が指定され、12月には検察官の論告・求刑と弁護側の弁論が行われることとなります。秋田地裁が岩川さんの事件の判決を下すのは、年を越した1月になると見込まれます。

私たち2人は、今年の4月末、前弁護人の解任の後を引き継いで弁護人になりました。遅くなりましたが、岩川さんが釈放され、裁判が進み始めたこの時期に、これまでの裁判の経過と今後の公判の予定を簡単にご報告したいと思います。

私たちが受任した時には、岩川さんの事件の裁判では、すでに8回の公判前整理手続（公判開始前に検察・弁護双方の主張を出して争点を整理し、公判に提出する証拠類・証人を決める手続）が行われていました。私たちは、事実関係を全面的に

争い無罪を主張する前弁護人の主張を基本的に引き継ぐことにしましたが、受任後に行われた3回の公判前整理手続で、証人の数を絞るために大幅に証拠を整理し、その結果、7月13日から始まった公判で、検察側証人6人、弁護側証人2人の計8人の証言と、岩川さん本人の被告人質問が行われることになりました。先に紹介したとおり、すでに3回の公判が行われ、最初に、最も重要な証人として、岩川さんから2回にわたって15万円ずつ合計30万円を受け取った二階堂甚一さんの証言が行われた後、市長選の際に岩川さんの選挙運動に携わった3人の証人の証言が行われました。

この後、9月1日（第4回公判）には、午前中に弁護側証人1人、午後から検察側証人1人の証言の後、最初の被告人質問が予定され、岩川さん本人の口から初めて事件の事実関係が語られることとなります。その後、9月27日、28日の2日間（第5回、第6回公判）で岩川さん本人の被告人質問を終え、捜査段階で二階堂さんの取調べを担当した検察官の証人尋問も行われ、10月20日（第7回公判）に、弁護側証人1人の証言が行われて、検察・弁護双方の立証を終える見込みです。

岩川さんの事件では、検察官は、二階堂さんに選挙運動と自分への投票をしてもらう報酬として、平成21年2月16日と3月17日の2回で合計30万円を支払ったと主張し、これを買収（運動買収と投票買収）として起訴しました。平成21年4月の北秋田市長選挙への立候補を表明した岩川さんが、平成21年1月に入って、合川地区のあいさつ回りや小集会に出席するための自動車運転と道案内を二階堂さんに頼み、アルバイト代として1カ月15万円のお金を2回支払ったのは事実です。しかし、そのお金は、選挙運動や投票の報酬ではなく、自動車運転と道案内という労務の対価として支払ったもので、何ら公職選挙法に違反する行為ではありません。投票日の翌日から、二階堂さんを連日取調べた警察官や検察官は、自分たちの描くストーリーに合う情報だけを示した上で二階堂さんを誘導し、二階堂さんの訂正要求にも応じないで「選挙運動や投票を頼まれた」「その報酬だと分かっていてお金を受け取った」という虚偽の供述調書に署名させました。そのため、二階

堂さんは、全く事実を争わないままで、岩川さんより先に裁判を受け、昨年10月に有罪・執行猶予の判決を受けています。二階堂さんは、この判決に納得できず、1審判決に対して控訴しましたが、控訴審でも、二階堂さんは自分の言い分をほとんど聞いてもらうことができず、今年の6月15日に控訴棄却の判決を受けてしまいました。二階堂さんは、現在、最高裁に上告しています。私たちは、岩川さんの弁護人になってから約2ヵ月の間に、その二階堂さんから詳しい事情の聞き取りを行ったところ、二階堂さんは、警察官や検察官に誘導によって隠されてしまった重要な事実を思い出してきました。その事実とは、お金を受け取った時期が起訴された時期ではなく、岩川さんの主張している時期に近いことでした。そして、受け取ったお金は、自動車運転と道案内のアルバイト代で、岩川さんから選挙運動や投票を岩川さんから依頼されたことはない、自信を持って言い切ったのです。

7月13日、14日の2日かけて行われた証人尋問で、二階堂さんは、検察官に対する供述調書とは全く違う内容の証言をして、検察官の反対尋問で崩れることもありませんでした。二階堂さんに続いて証言した3人の証人も、二階堂さんの証言を裏付けるように、岩川さんが二階堂さんに依頼したのは運転と道案内であって、選挙運動を頼んだり指示したりしていないことを証言しています。検察官は、公判の最初から立証の柱を失ってしまったと言ってよいでしょう。

9月1日と10月20日に証言が予定される弁護側証人2人は、検察官が主張する金銭授受の日時には、岩川さんが二階堂さんにお金を渡すことはあり得ないことを明らかにする証人です。そして、並行して行われる被告人質問で、岩川さんは、起訴状に書かれた金銭授受の日時が真実とは異なっていることや二階堂さんに渡したお金の趣旨だけでなく、住民が安心して暮らせるような医療と福祉を実現しようとした政治姿勢をも明らかにしていくことになります。

ただ、このように、岩川さん側のペースで進み始めたかに見える裁判にも、無罪獲得までには越えなければならないいくつかのハードルがあります。その一つは、

何よりも、すでに高裁の判決まで出ている二階堂さんの裁判の行方です。二階堂さんは、上告審で新しい弁護人に依頼して、これまでの2回の判決の見直しを求めています。もう一つのハードルは、捜査段階で検察官の描くストーリーどおりに作られた二階堂さんの供述調書が、証拠として認められ、それに基づく事実認定が行われるおそれがあることです。日本の刑事裁判では、法廷での証言よりも捜査段階で作られた供述調書が重視される傾向が根強く、裁判官には「有罪推定」の意識が抜けていません。

私たちは、岩川さんと一緒に、油断することなく確実に無罪判決を獲得できるように頑張る決意です。岩川さんは、皆さまの温かいご支援を心の支えにして、1年を超える拘禁生活を乗り切ってきました。これからも、岩川さんと二階堂さんの裁判に、一層のご支援をお願いする次第です。